

## 資料 2

### 滋賀のモノづくりを支える物流研究会設置要綱

#### (設置目的)

第1条 滋賀県におけるモノづくりのさらなる発展に向けた物流の基本的な方向性等について、本県の実情および特性を踏まえた研究を行うため、滋賀のモノづくりを支える物流研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 研究会は、県内のモノづくりを支える物流の基本的な方向性等について研究する。

#### (構成)

第3条 研究会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 研究会には、委員の互選により座長を置く。

3 座長は、議事その他の会務を総括する。

4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する者がその職務を代理する。

#### (研究会)

第4条 研究会は、滋賀県商工観光労働部長が招集する。

2 研究会は、座長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

3 研究会は、公開を原則とするが、座長が必要と認める場合は、非公開で行うことができるものとする。

#### (事務局)

第5条 研究会の事務局は、滋賀県商工観光労働部企業誘致推進室に置く。

#### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、座長が研究会に諮って定める。

付則 この要綱は、平成29年3月29日より施行する。

付則 この要綱は、平成29年5月18日より施行する。

付則 この要綱は、平成29年6月23日より施行する。

付則 この要綱は、平成29年9月26日より施行する。